

建設リサイクル法 第11条に基づく通知書の提出について

1 必要な書類を、それぞれファイルで作成します。

- 1) 通知書：様式は任意（参考様式有り）：PDF 3MB 以下
- 2) 再生資源利用〔促進〕計画書：PDF 3MB 以下
- 3) 案内図：当該工事の場所が判るもの：PDF 又は画像ファイル 10MB 以下
- 4) 工程表：工事全体の流れが判るもの：PDF 又は画像ファイル 10MB 以下

2 下記URLから、兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）の建設リサイクル法11条届出のページに入ります。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1675928620986>

e-ひょうごのトップページから入る場合は、「兵庫県への申請」を選択した後、「建設リサイクル法」と検索し、手続き一覧から「建設リサイクル法第11条通知」を選択します。



3 下記のページが表示されますので、下にスクロールし、必要な項目を入力します。

1で作成したファイルは、それぞれの場所に添付します。参照ボタンをクリックした後、ファイルが保存されている場所から、ファイルを選択すれば添付できます。

画面の最下部の「申請内容の確認に進む」をクリックします。

兵庫県電子申請共同運営システム (e-ひょうご) [サービストップへ](#)

文字 **大** 中 小 色 標準 黒 青 黄

申請内容入力 > 申請内容確認 > 申請完了

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 第11条通知 [ヘルプ](#)

申請内容の入力

操作方法のご説明
下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申請内容の確認に進む」ボタンを押してください。
途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「申請内容を一時保存する」ボタンを押してください。

注意事項
必須 マークがある項目は、必ず入力してください。
機種依存文字 (半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「崎」など) は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。

国又は地方公共団体が対象建設工事を行う場合に、あらかじめ行う通知です。
公共工事以外の場合は、建設リサイクル法第10条届出のページから提出して下さい。
また工事場所が神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市の場合は、ここからの提出はできません。それぞれの市にお問い合わせ下さい。
兵庫県内の上記以外の地域での工事の場合は、あらかじめ必要なファイルを保存した上で、手続きにお進み下さい。

[申請内容を一時保存する](#) [申請内容の確認に進む](#)

PDFファイルを添付して下さい。
登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。
登録できるファイルの種類は、
Adobe PDF文書(pdf)
です。

工程表 **必須**

[ファイルを選択](#) 選択されていません

[申請内容を一時保存する](#) [申請内容の確認に進む](#)

テスト公開のため「申請内容を一時保存する」ボタンは操作できません。

5 内容を確認し、「申請する」ボタンを押せば終了です。

後に、3で記入した連絡者のメールアドレス宛てに受領メールが届きます

[印刷用画面を開く](#)

[修正する](#) [申請する](#)

ご利用にあたり
サイトマップ

[ページの先頭へ](#)

Copyright © 2021 兵庫県電子自治体推進協議会